

第2期

遠賀町耐震改修促進計画



地震に強い
安全・安心な
遠賀町のまちづくり

令和2年3月

遠賀町

目 次

第1章 耐震改修促進計画の趣旨	1
1. 計画策定の目的	2
2. 耐震化を取り巻く社会動向	2
3. 計画の位置付け	5
第2章 遠賀町における耐震化の課題	7
1. 想定される地震規模と被害の想定	8
2. 耐震化の現状	14
3. 耐震改修促進に向けた課題	20
第3章 耐震改修促進計画	23
1. 耐震化の目標	24
1-1. 目標設定の考え方	24
1-2. 耐震化目標の設定	25
2. 計画の骨子	26
2-1. 耐震化の基本方針	26
2-2. 施策の体系	26
3. 施策の概要	27
3-1. 公共建築物の耐震化	27
3-2. 民間特定建築物の耐震化	29
3-3. 住宅の耐震化	30
3-4. 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発	31
3-5. 耐震改修促進に資するその他の施策	32
3-6. 地域における取り組みの促進	32
第4章 計画の実現に向けて	33
1. 関係主体の役割分担	34
2. 計画の進行管理	35

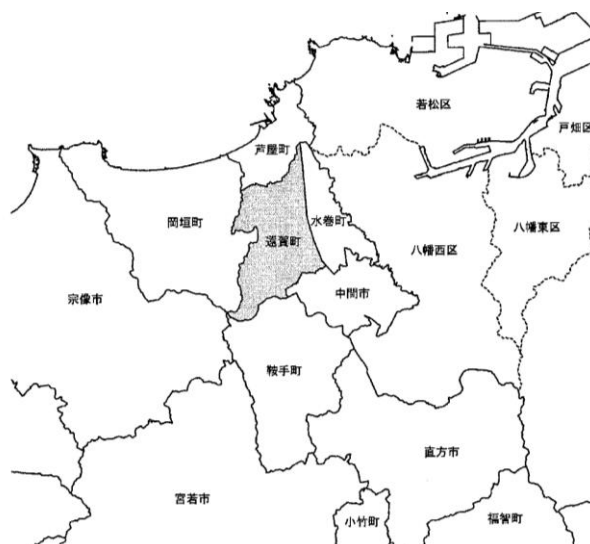
第 1 章 耐震改修促進計画の趣旨

1. 計画策定の目的

本町は平成15年4月に災害対策基本法第42条に基づく遠賀町地域防災計画を策定し、定期的な見直しを行いながら、風水害や震災等に対する地域防災に努めてきた。

また、平成18年1月の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、耐震改修促進法という。）改正を受け、地震による建築物倒壊などの被害から町民の生命、身体及び財産を適切に保護するために、既存建築物の耐震診断や耐震改修を国・県をはじめ地域住民等との連携を図りながら総合的かつ計画的に促進することを目的として平成20年6月に「遠賀町耐震改修促進計画」を策定した。

その後の東日本大震災の発生や、平成25年11月の耐震改修促進法の改正など、建築物の耐震化を取り巻く社会動向を踏まえ、さらに建築物の耐震化を促進するため、「第2期遠賀町耐震改修促進計画」を策定する。



◆遠賀町の位置◆

2. 耐震化を取り巻く社会動向

1) 建築物の耐震に関する施策の変遷

建築基準法制定以降の主な地震と建築物の耐震に関する施策の変遷を時系列で整理すると以下のとおりとなる。

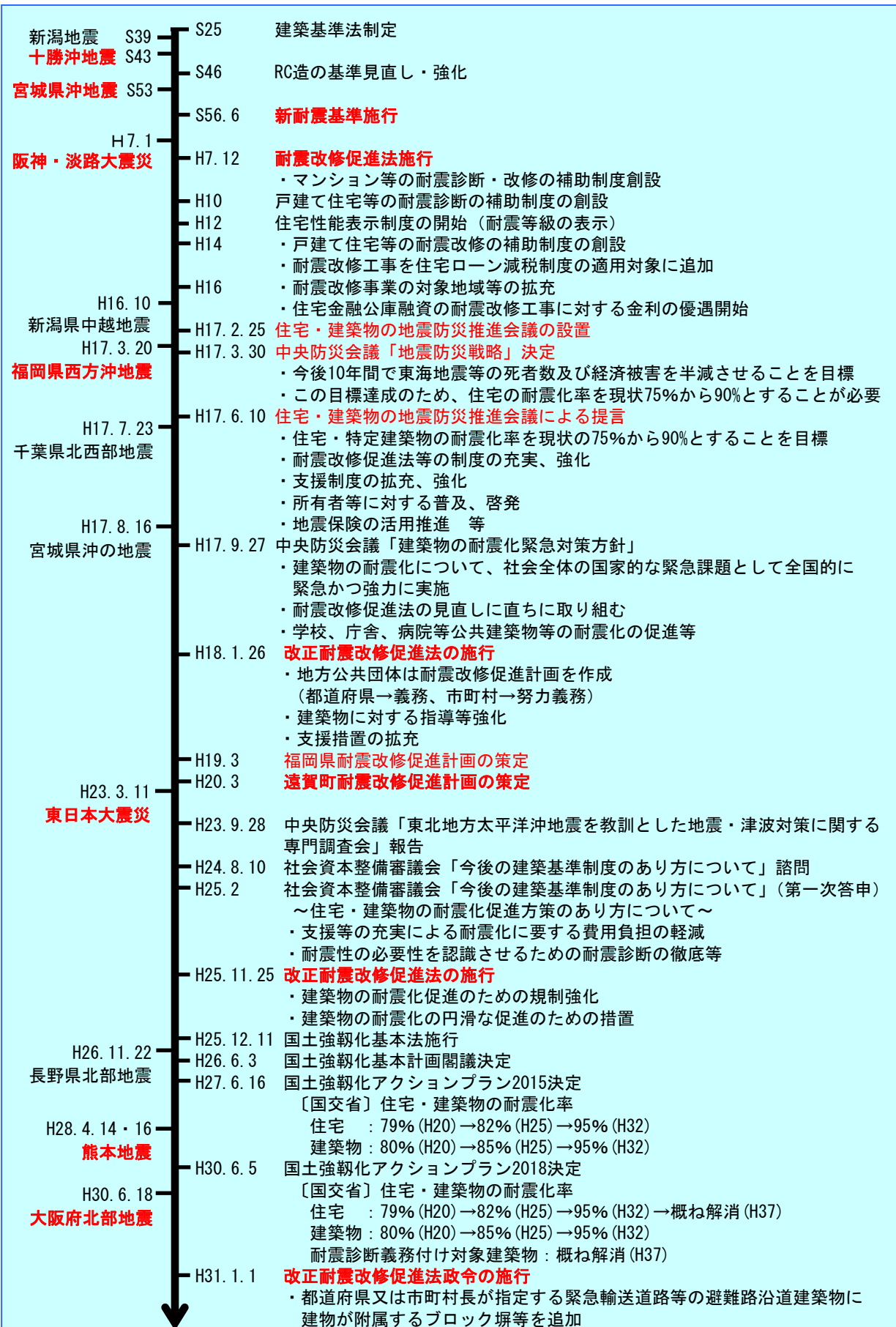
昭和43年の十勝沖地震及び昭和53年の宮城県沖地震等の発生を契機として、昭和56年6月に新耐震基準が施行、同様に平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機として、同年12月に耐震改修促進法が施行されている。

また、平成17年3月の福岡県西方沖地震などの大地震の頻発等を背景として、平成18年1月に耐震改修促進法が改正され、計画的な耐震化の推進に向けて、国は基本方針を策定することとなり、国の基本方針においては、地震による被害の軽減を目指すために、具体的な耐震化の目標が定められた。

さらに、平成23年に発生した東日本大震災を契機として、平成25年11月に耐震改修促進法が改正され、その後、平成28年4月に発生した熊本地震では、建築物に大きな被害が発生、平成30年6月に発生した大阪府北部地震では、建築物の被害に加え、ブロック塀倒壊による死亡事故が発生し、現在に至っている。

主な地震

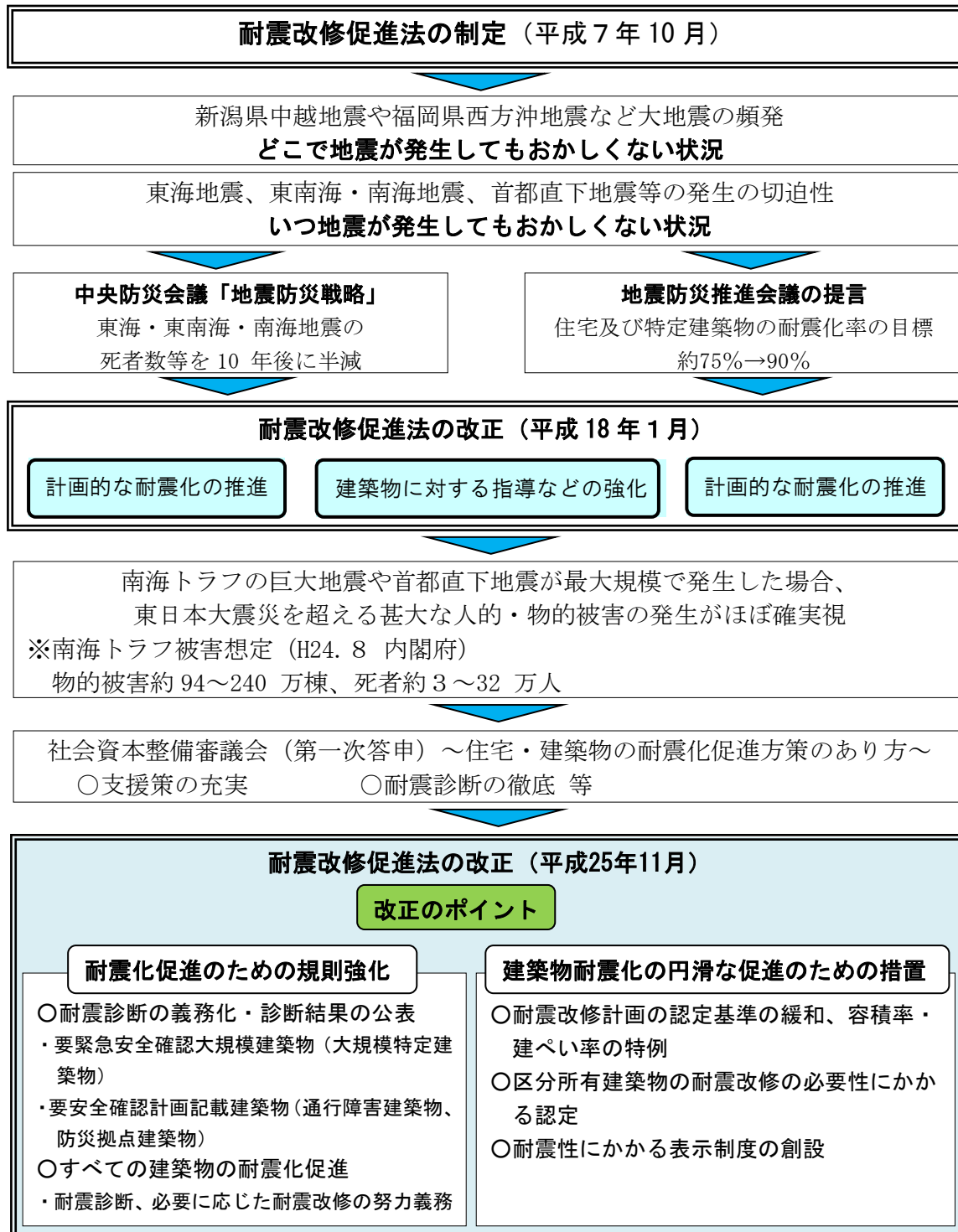
施策の変遷



2) 耐震改修促進法改正の概要

南海トラフの巨大地震などが最大クラスの規模で発生した場合の被害想定で、東日本大震災を超える甚大な被害が想定され、また、その発生 of 切迫性が指摘されていることなどから、耐震改修促進法が改正され、平成25年11月より施行されている。

改正の概要は下図に示されるとおりであり、「建築物の耐震化の促進のための規制強化」「建築物の耐震化の円滑な促進のための措置」がポイントとしてあげられる。



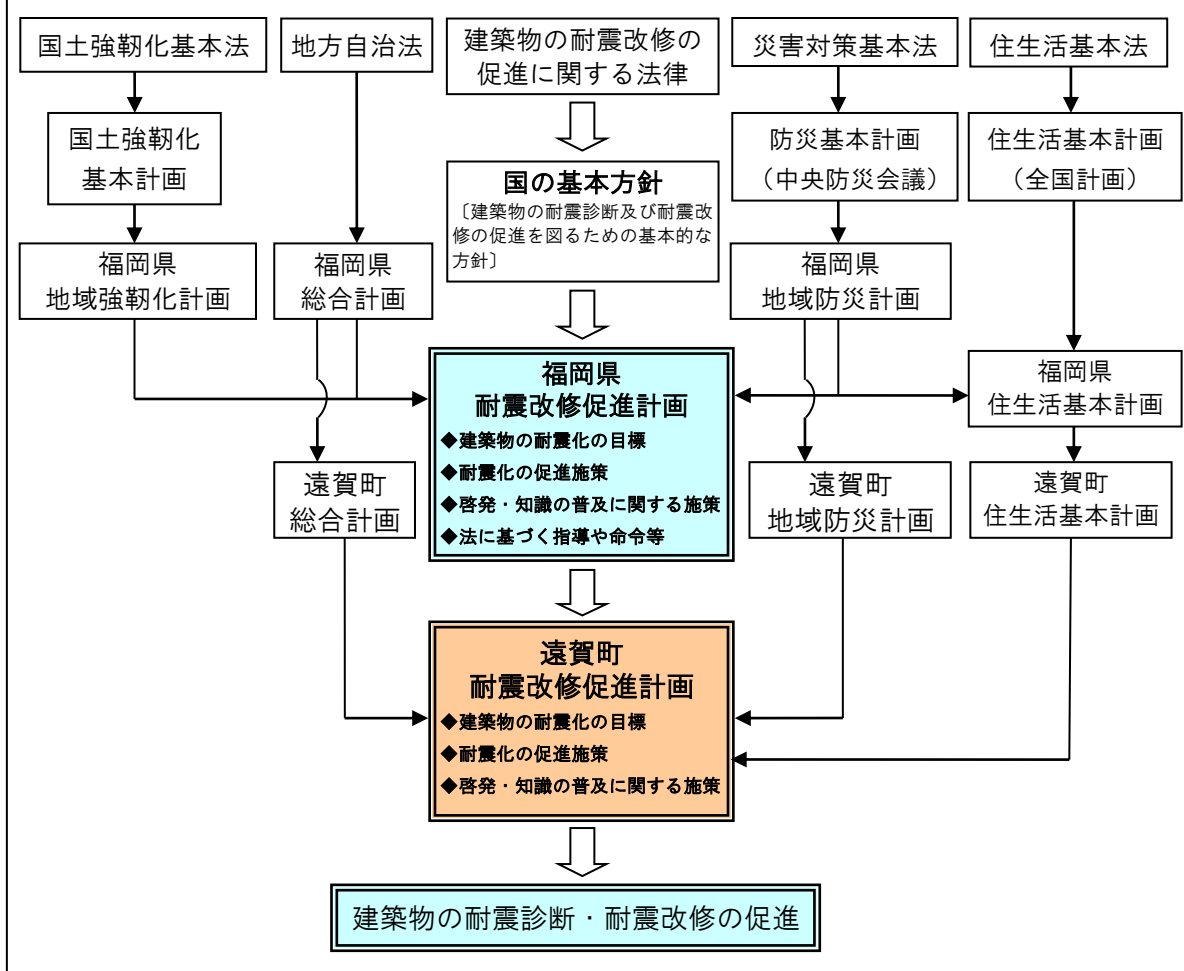
3. 計画の位置付け

1) 位置付けと役割

計画の位置づけと役割

本計画は、耐震改修促進法に定められた基本方針、(建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針【法第4条】)を踏まえ作成するもので、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震化の目標や施策、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及などの項目を定め、遠賀町内の耐震診断・改修の促進に関する施策の方向性を示す計画として位置付ける。

計画の推進にあたっては、「遠賀町総合計画」や「遠賀町地域防災計画」などに定められている防災関連施策との整合を図るものとする。



2) 計画の期間

計画の期間

- ◆計画の期間は、令和2年度から令和11年度までとする。
- ◆必要に応じて計画の見直しをする。

3) 計画の構成

計画の構成

遠賀町耐震改修 促進計画

1. 耐震改修促進計画の趣旨
2. 耐震化の課題
3. 耐震改修促進計画
4. 計画の実現に向けて

第2章 遠賀町における耐震化の課題

1. 想定される地震規模と被害の想定

1) 想定される地震の概要

(1) 福岡県における既往地震

福岡県における既往地震の概要は下表のとおりである。

年月日	震 源	地震規模	各地の震度	被害の概要
679 年 12 月	筑紫国地震	M6.5～7.5		家屋倒壊、幅 6m・長さ 10km の地割れ。水縄断層で発生したと推定される。
1706 年 11 月 26 日	筑後		7 回地震、うち 2 回強い	久留米、柳川で堀の水をゆり上げ、魚死す。
1848 年 1 月 10 日	筑後	M5.9		柳川で家屋倒壊あり。
1854 年 11 月 5 日	安政南海地震			遠賀町内で 4、5 軒倒壊。
1872 年 3 月 14 日	浜田地震	M7.1		久留米で液状化による被害。
1898 年 8 月 10 日	福岡市付近（糸島半島）	M6.0 M5.8		糸島半島で負傷者 3 名、家屋倒壊 58、家屋傾斜 15、土蔵破壊 13、神社破損 8、長さ 90m の土地の陥没。(12 日) 福岡市の家屋、土蔵の壁に亀裂。早良郡杵岐、金武村で土蔵被害。
1929 年 1 月 2 日	福岡県南部	M5.5		
1929 年 8 月 8 日	福岡県	M5.1	震度 3：福岡	雷山付近。震央付近で壁の亀裂、崖崩れ。
1930 年 2 月 5 日	福岡市西部	M5.0	震度 3：福岡	雷山付近。小崖崩れ、地割れ。
1941 年 11 月 19 日	日向灘	M7.2	震度 4：福岡	宮崎県を中心に、大分県、熊本県、愛媛県で被害。宮崎では、ほとんどの家の壁に亀裂。人吉で死者 1 名、負傷者 5 名、家屋全壊 6 棟、半壊 11 棟。日向灘沿岸では、津波最大 1m で船舶に若干の被害。
1966 年 11 月 12 日	有明海	M5.5	震度 3：福岡	屋根瓦、壁崩壊。
1968 年 8 月 6 日	愛媛県西方沖	M6.6	震度 4：福岡	愛媛県を中心に、船舶、通信、鉄道に小被害。宇和島で重油タンクのパルプが破損し、重油 170kl が海上に流出。
1991 年 10 月 28 日	周防灘沖	M6.0	震度 4：福岡 震度 3：飯塚	文教施設等に若干の被害。
1996 年 10 月 19 日	日向灘	M6.6	震度 4：久留米	
1996 年 12 月 3 日	日向灘	M6.6	震度 3：久留米	
2005 年 3 月 20 日	福岡県西方沖	M7.0	震度 6 弱：福岡 震度 5 弱：遠賀	死者 1 名、負傷者 1,186 名、住家全壊 143 棟、住家半壊 352 棟
2016 年 4 月 14・16 日	熊本	M6.5・M7.3	震度 5 強：久留米 震度 5 弱：遠賀	熊本県を中心に大きな被害（最大震度 7） 死者 161 名、負傷者 1,087 名、住家全壊 8,369 棟

福岡県西方沖地震による被害は、以下のとおりであった。

	人的被害（人）				住家被害（棟）			道路被害 （箇所）	崖崩れ （箇所）
	死者	負傷者			全壊	半壊	一部損壊		
		小計	重傷	軽傷					
福岡県合計	1	1,186	197	989	143	352	9,171	430	53
遠賀町	0	0	0	0	0	0	8	2	1

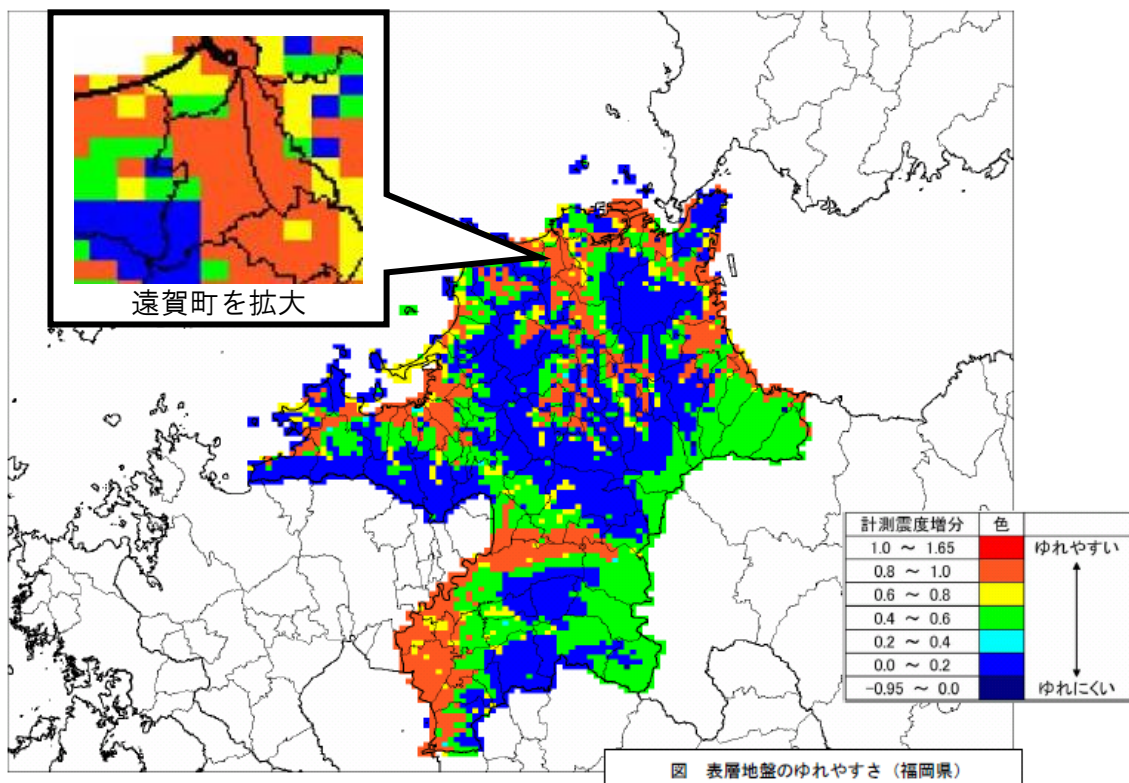
(2) 福岡県の表層地盤のゆれやすさ

内閣府では、全国を1km四方に区切って、どの地域が相対的にゆれやすいか（計測震度がどれだけ増幅されるか）を概括的に表した「ゆれやすさマップ」を作成している。

平野や川に沿った地域では、表層地盤がやわらかいためゆれやすくなっている一方、山間部では比較的ゆれにくくなっていることが分かる。ゆれやすさマップは表層地盤の軟らかさを基に推定したものであるが、その軟らかさは地形の成り立ちや特徴によって細かく区分した資料（微地形区分）や、地質調査資料から推定している。

福岡県の表層地盤のゆれやすさの状況は以下のとおりである。

【表層地盤ゆれやすさマップ】



出典：内閣府防災担当（都道府県別表層地盤のゆれやすさマップ）

【表層地盤ゆれやすさとは】

地震による地表でのゆれの強さは、主に、震源断層に関する「震源特性」、震源からの地震波の伝播経路に関する「伝播特性」、表層地盤のかたさ・やわらかさに関する「地盤特性」の3つによって異なる。一般には、地震の規模（マグニチュード）が大きい（震源特性の1つ）ほど、また、震源から近い（伝播特性の1つ）ほど、地震によるゆれは大きくなる。

しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違い（地盤特性）によってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べてゆれは大きくなる。この効果を、「表層地盤のゆれやすさ」と表現している。

(3) 本町の地質及び地盤の概況

「遠賀町地域防災計画」によると、本町の地質は、遠賀川の下流域に位置することから、平野部のほとんどは沖積層の厚さが 30～40m と厚く、軟弱な地盤となっている。その沖積層のうち、礫層等粒径の大きな堆積物は比較的少なく、主にシルトや砂で構成され、砂丘起源の砂丘礫砂層や湿地性堆積物である腐植土層が存在することも特徴である。

虫生津や上別府地区にある山地は、白亜系堆積岩類及び第三系堆積岩類からなり、その周辺地区には、砂礫から構成される砂礫段丘が付随する形で一部分布している。また、芦屋台地は、粒径の揃った砂質堆積物からなっている。

(4) 福岡県地域防災計画における想定地震

福岡県では、平成24年3月の「地震に関する防災アセスメント調査報告書」に基づき「福岡県地域防災計画」において、地震被害想定の見直しを行い、想定地震を以下のとおり示している。

【想定地震】

- 県内に存在する主な活断層についての国等の評価を踏まえ、過去に発生した地震に着目して、想定地震モデルを設定。
- 活動すれば県内4地域の拠点都市である福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる活断層が活動した場合の想定被害を算出。
- その活断層は、警固断層南東部（福岡市）、小倉東断層（北九州市）、西山断層（飯塚市）、水縄断層（久留米市）の4つ。
- 活断層の存在が確認されていない地域においても、地震が発生する可能性があることから、全市町村について直下型地震を想定。
- 西山断層が海上部に延長しているとの見解があることからマグニチュード8の地震を想定。
- 想定地震の震源断層の位置及びパラメータは、以下のとおり。

活断層		小倉東断層	福智山断層	西山断層	西山断層 (海上部への 延長部分)	警固断層 北西部	警固断層 南東部	水縄断層	宇美断層	糸島半島 の地震
震源断層長さ (km)		17	20	31	80	25	27	26	18	5
震源断層幅 (km)		8.5	10	15	15	15	15	15	9	2.5
マグニチュード		6.9	7.0	7.3	8.0	7.0	7.2	7.2	6.9	6.0
震源断層の 深さ (km)	上端	2	2	2	2	2	2	2	2	3
	下端	10.5	12	17	17	17	17	17	11	5.5

(地表に活断層が表れていない地域) ・各市町の直下 10km ・想定マグニチュード 6.9

- いずれの想定地震においても、断層周辺で強い地震動が予測され、その強さは断層から離れるに従って減衰する傾向にある。最大震度は、水縄断層の想定で、一部の地域に震度7が予測されたほか、その他の断層においても震度6強を示す地域が存在する。

【福岡県内に存在する活断層】



出典：福岡県地域防災計画

2) 想定される被害の状況

(1) 福岡県における想定被害

福岡県地域防災計画における想定震源断層のうち、活動した場合に、県内4地域の主要都市（福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市）に重大な被害を及ぼすと想定される4つの想定震源断層の予測被害は下表のとおりである。

※算定条件は、冬季の夕刻（午後5時～6時）、風速4m/秒である。

【建物被害の概要】

- 水縄断層（中央下部）のケースで、全壊が最も多く、全壊・半壊を足すと約37,000棟にのぼると予測されている。
- 建物被害は、特に木造建物の全壊が多い結果となっている。

【福岡県の被害想定結果】

想定項目		震源断層	小倉東断層 (中央下部)	西山断層 (北西下部)	警固断層 南東部 (北西下部)	水縄断層 (中央下部)
建物被害 (棟)	全壊	木造	6,504	12,526	16,291	23,951
		非木造	603	855	1,676	1,621
		計	7,107	13,381	17,967	25,572
	半壊	木造	5,458	12,655	12,864	10,251
		非木造	795	1,169	2,157	1,304
		計	6,253	13,824	15,021	11,555
ライフライン等被害 (箇所)	上水道		1,079	2,853	2,993	1,947
	下水道		331	200	650	517
	都市ガス管		123	23	159	33
	配電柱		54	100	141	164
	電話柱		42	88	140	144
	道路	高速道路(km)※1	78	52	120	103
		国県道路	71	176	155	152
	鉄道		163	365	346	263
	港湾係留施設(km)		66.3	91.9	62.5	30.9
火災	炎上出火(件数)		26	53	74	95
	延焼による焼失(棟数)		4	6	10	20
人的被害 (人)	死者		486	844	1,183	1,482
	負傷者		6,634	21,678	22,508	23,254
	要救助者		3,946	3,967	7,160	6,700
	要後方医療搬送者数		664	2,165	2,252	2,327
	避難者数		22,899	23,025	41,425	39,713

※1：高速道路は、インターチェンジ間などで不通箇所を生じる可能性が予測された場合当該区間の延長を示している。

※各活断層の被害想定については、両端及び中央部から破壊を開始した3パターンの被害を想定したが、この表には建物被害が一番多い破壊開始点から想定被害を掲示した。なお、掲示した破壊開始点は、震源断層の欄に括弧書きで示している。

出典：福岡県地域防災計画

(2) 本町における想定被害

本町において大きな被害が想定されるのは、西山断層による地震と直下型地震であり、最大被害の想定は、下表のとおりである。

また、地震動により斜面の崩壊等の被害が発生するおそれがある。

【遠賀町の被害想定結果】

被害対象	被害種別	被害数	
		西山断層の地震	直下型地震
建物被害	全壊・大破	87 棟	60 棟
	半壊・中破	74 棟	84 棟
火災被害	全出火	1 件	1 件
人的被害	死者	6 名	3 名
	負傷者	292 名	233 名
	要救出者	24 名	16 名
	要後方医療搬送者	29 名	23 名
	食糧供給対象者	19,755 名	19,755 名
	給水対象世帯	7,662 世帯	7,662 世帯
	生活物資供給対象者	136 名	94 名
ライフライン被害	上水道管被害箇所	107 箇所	111 箇所
	下水道管被害箇所	37 箇所	9 箇所

※直下型地震は、特定の地震の発生を想定したものではなく、市町村内での地震動の分布状況を把握し、市町村の地震対策に資することを目的として、基板上に一定の地震動を与えて震度分布を作成し、それを基に被害想定を行ったものである。

出典：遠賀町地域防災計画

2. 耐震化の現状

1) 特定建築物の耐震化の状況

(1) 不特定多数の者が利用する特定建築物

特定建築物とは、不特定多数の者が利用する建築用途で、その用途分類に応じて一定の規模（面積、階数）を有する建築物である。このうち、旧耐震基準で設計され、耐震診断及び耐震改修が実施されていない建築物については、耐震改修促進法第14条により特定既存耐震不適格建築物と定められている。その所有者は、所有する建築物で耐震性が疑わしいものについて積極的に耐震診断を行い、耐震性が不足すると判断された場合は、耐震改修を実施する努力義務を負っている。

また、特定既存耐震不適格建築物のうち、一定規模の建築物については、耐震改修促進法第15条2項により、行政庁は耐震診断または耐震改修について、必要な指示を行うことができる。

◆用途・規模の要件及び指示の対象となる「特定建築物」の一覧

耐震改修促進法第15条第1項に規定される指導・助言及び第15条第2項に規定される指示の対象となる特定建築物は、下表のとおりである。

用途		特定建築物の規模要件		指示対象となる 特定建築物の 規模要件
		階数	面積(㎡)	面積(㎡)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	2	1,000	1,500
	上記以外の学校	3	1,000	
体育館(一般公共の用に供されるもの)		1	1,000	2,000
ボーリング場、スケート場、水泳場、その他これらに類する運動施設		3	1,000	2,000
病院、診療所		3	1,000	2,000
劇場、観覧場、映画館、演芸場		3	1,000	2,000
集会場、公会堂		3	1,000	2,000
展示場		3	1,000	2,000
卸売市場		3	1,000	
百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗		3	1,000	2,000
ホテル、旅館		3	1,000	2,000
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿		3	1,000	
事務所		3	1,000	
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホーム、その他これらに類するもの		2	1,000	2,000
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、その他これらに類するもの		2	1,000	2,000
幼稚園、保育所		2	500	750
博物館、美術館、図書館		3	1,000	2,000
遊技場		3	1,000	2,000
公衆浴場		3	1,000	2,000
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、その他これらに類するもの		3	1,000	2,000
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行、その他これらに類するサービス業を営む店舗		3	1,000	2,000
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)		3	1,000	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待ち合いの用に供するもの		3	1,000	2,000
自動車庫庫、その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		3	1,000	2,000
郵便物、保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物		3	1,000	2,000
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物		500
地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震促進計画に記載された道路に接する建築物		全ての建築物		

不特定多数の者が利用する特定建築物の状況

遠賀町内の不特定多数の者が利用する特定建築物の状況は、以下のとおりである。
(棟)

区 分	昭和 57 年以降 の建築物	昭和 56 年以前の建築物		建築物数計 (D)	耐震化率 (A+B) / D * 100
	耐震性あり (A)	耐震性あり (B)	耐震性なし (C)		
民間 特定建築物	11	3	5	19	73.7%
公共 特定建築物	6	12	0	18	100.0%
特定建築物 数計	17	15	5	37	86.5%

※昭和 56 年以前の特定建築物のうち、耐震診断及び耐震改修が完了していない建物を耐震性なしに分類している。

※特定既存耐震不適格建築物の耐震診断・改修の状況調査（平成 31 年 3 月 31 日時点）より

不特定多数の者が利用する特定建築物の用途別の状況

遠賀町内の不特定多数の者が利用する特定建築物の用途別、公共・民間区分別の耐震化の現状は、以下のとおりである。

(棟)

番号	用途分類	公共・民間	全棟数	S 57 以降 棟数	S 56 以前棟数			耐震化率
					総数	耐震性あり	耐震性なし	
1	庁舎・警察署・消防署	公 共	2		2	2		100%
		民 間						
		小 計	2		2	2		100%
2	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	公 共						
		民 間						
		小 計						
3	小中学校等、病院、体育館、集会場等、幼稚園等	公 共	12	3	9	9		100%
		民 間	8	4	4	3	1	87.5%
		小 計	20	7	13	12	1	95.0%
4	老人ホーム・福祉施設等	公 共						
		民 間	1	1				100%
		小 計	1	1				100%
5	ボーリング場等、劇場等、展示会場等、ホテル等、博物館等、物販店舗、遊技場、公衆浴場、飲食店等、理髪店等	公 共						
		民 間	3	2	1		1	66.7%
		小 計	3	2	1		1	66.7%
6	卸売市場、賃貸共同住宅等、事務所、工場	公 共	4	3	1	1		100%
		民 間	6	3	3		3	50.0%
		小 計	10	6	4	1	3	70.0%
7	公共用交通施設、駐車場等	公 共						
		民 間	1	1				100%
		小 計	1	1				100%
合計		公 共	18	6	12	12		100%
		民 間	19	11	8	3	5	73.7%
		小 計	37	17	20	15	5	86.5%

(2) 危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物

遠賀町内に、政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する特定建築物はありません。

(3) 多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物

◆多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の考え方

耐震改修促進法第5条第3項第2号に規定される「地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を防げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（通行障害既存耐震不適格建築物、以下「通行障害建築物」という。）」。

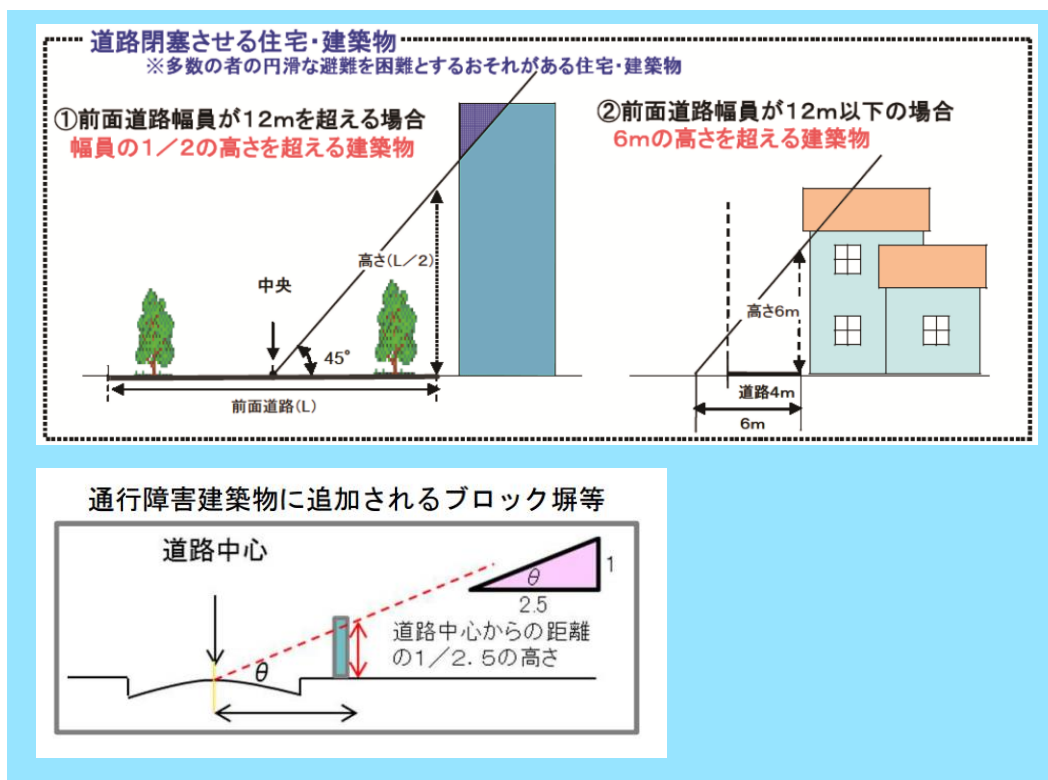
具体的には、次頁の「道路の指定の考え方」に基づく道路に敷地が接する建築物で、以下の耐震改修促進法施行令第4条に規定される建築物が該当する。

【通行障害建築物の要件】

◇耐震改修促進法施行令 第4条

法第5条第3項第2号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる当該前面道路の幅員に応じ、次のイ又はロに定める距離を加えたものを越える建築物。
 - イ 12メートル以下の場合 6メートル
 - ロ 12メートルを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離
- 二 その前面道路に面する部分の長さが25メートルを超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えた数値を2.5で除して得た数値を越える組積造であって建築物に附属するもの。



出典：福岡県耐震改修促進計画

◆道路の指定の考え方

耐震改修促進法第6条第3項第2号の規定により、本計画（遠賀町耐震改修促進計画）において指定する道路は、「遠賀町地域防災計画」に基づき、第1次、第2次緊急輸送道路ネットワークとする。

（遠賀町では、一般国道3号線、主要地方道北九州芦屋線、主要地方道宮田遠賀線、県道浜口遠賀線が該当）

【耐震改修促進法 第6条第3項第2号で定める事項】

建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地に接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合、当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項。

◆緊急輸送道路・通行障害建築物の状況

緊急輸送道路の状況及び沿道の通行障害建築物の概数は、以下のとおり。

区分	昭和57年 以降の建築物 [A]	昭和56年 以前の建築物 [B]	全建築物数 [C=A+B]
福岡県	4,438	2,023	6,461
遠賀町	0	0	0

※福岡県の建築物数は、平成26年4月1日現在の概数。

※建築年次が不明なものは、すべて昭和56年以前に建築された建築物とした。



2) 住宅の耐震化の状況

住宅の耐震化率の状況

◆平成 30 年住宅・土地統計調査時点での住宅の耐震化の現状は以下のとおり。

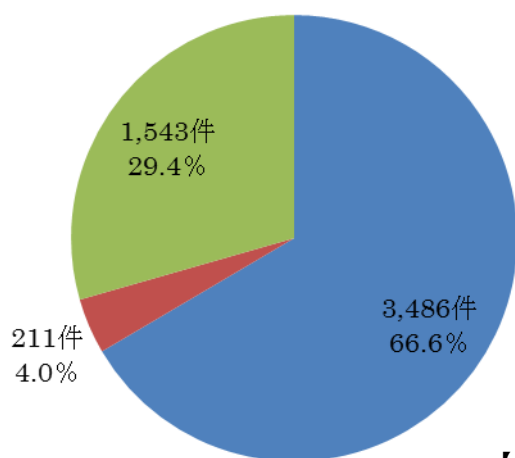
※耐震化率は、「木造戸建て住宅」と「共同住宅等（長屋、非木造など木造戸建て以外の住宅）」に区分して推計。

(戸)

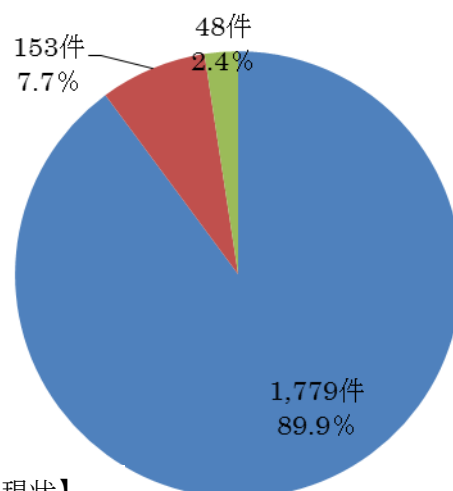
区 分	昭和 57 年 以降の住宅 [A]	昭和 56 年 以前の住宅 [B]	住宅数 [D=A+B]	耐震性あり 住宅数 [E=A+C]	耐震化率 [F=E/D×100]
		うち耐震性あり [C]			
木造 戸建て住宅	3,486	1,754	5,240	3,697	70.6%
		211			
共同住宅等	1,779	201	1,980	1,932	97.6%
		153			
住宅計	5,265	1,955	7,220	5,629	78.0%
		364			

※推計は、平成 30 年住宅・土地統計調査（総務省統計局 令和元年 9 月 30 日公表分）を採用している。

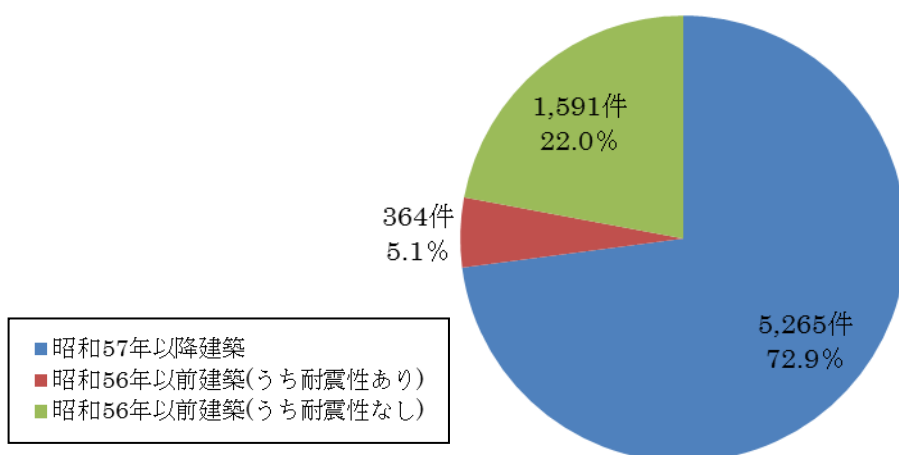
【木造戸建て住宅の耐震化の現状】



【共同住宅等の耐震化の現状】



【住宅全体の耐震化の現状】



■昭和57年以降建築
■昭和56年以前建築(うち耐震性あり)
■昭和56年以前建築(うち耐震性なし)

3. 耐震改修促進に向けた課題

1) 耐震化の取り組み

遠賀町における耐震化の取り組み状況を整理すると以下のとおりとなる。

◆耐震化の推進

- 遠賀町耐震改修促進計画を策定
- 旧耐震基準の全公共特定建築物の耐震診断を実施
- 耐震基準を満たさない公共特定建築物の耐震工事を実施
- その他公共施設については、優先順位に基づき耐震診断・耐震改修を順次実施

◆建築物所有者の意識啓発

- 遠賀町ホームページや広報紙の活用
- 福岡県と連携した各種啓発
- リーフレットやセミナーなどの各種防災情報の提供

◆相談体制等の充実

- 耐震セミナーの実施
- 広報活動の展開

◆耐震改修促進法の適切な運用

- 遠賀町耐震改修促進計画の策定
- 計画に基づいた耐震対策の実施

◆建築物所有者の負担軽減

- （一社）福岡市耐震推進協議会と連携した木造戸建て住宅耐震診断の実施
- 遠賀町木造戸建て住宅耐震改修工事費補助金交付事業の実施

◆建築物全般の安全対策

- 建築確認業務への協力
- ブロック塀等の倒壊防止や安全確保に関する啓発

2) 耐震化の課題

耐震改修促進法の改正の趣旨や住宅・建築物の耐震化の状況、耐震化に対する取り組み状況等を踏まえ、遠賀町における耐震化の課題を以下のとおり設定する。

◆建築物の耐震化

- 公共建築物については、災害時の防災拠点としての機能などが求められるため、利用実態等の優先順位に基づき、耐震化を進める必要がある。
- 不特定多数の者や避難に通常より多くの時間を要する者が利用する建築物等については、利用実態等を考慮し優先的に耐震化を進める必要がある。
- 日常の生活の場である住宅（共同住宅含む）は、地震時の建築物倒壊等により深刻な被害が発生することが予想されるため、木造戸建て住宅を中心に耐震化を進めていく必要がある。
- 住宅・建築物の耐震化は、住民の生命・財産を保護することを目的とすることから、災害対策基本法に基づく「遠賀町地域防災計画」等の関連計画との十分な連携・調整を図る必要がある。

◆意識啓発・知識の普及

- 福岡県西方沖地震や熊本地震などの大規模地震の発生から月日が経過するとともに、地震の恐ろしさ・地震発生によるリスクに対する意識が低下しているため、再度、地震に対する防災意識を高め、保持していくための取り組みが必要である。
- 耐震化による地震発生リスクの回避に関し、建築物所有者への意識啓発を図る必要がある。
- 意識啓発にあたっては、防災意識の高揚に向けた適切な情報提供を広報紙やホームページを通じて行う必要がある。
- 建築物所有者に対し、相談体制の充実を図り、正しく有益な情報が提供できる仕組みを構築することが必要である。

◆耐震化に向けた環境整備

- 耐震改修促進法や建築基準法の趣旨を踏まえた取り組みを、県と連携して行っていく必要がある。
- 国や自治体の融資制度や優遇税制等の制度の活用など、耐震化を促進するための情報提供などの環境整備を図る必要がある。
- 遠賀町木造戸建て住宅耐震改修補助制度など、耐震化を促進する上で、所有者の負担軽減となる情報提供などの環境整備を図る必要がある。

◆建築物全般の安全対策

- 建物の耐震化と併せて、ブロック塀等を含めた建築物全般の安全対策を行う必要がある。

- 家具などの転落防止や天井材の落下防止など、屋内空間における安全性確保に対する知識の普及が必要である。
- 土砂崩れや建築物の敷地の崩壊などの地盤の安全確保に対する総合的な防災対策の検討が必要である。

第 3 章 耐震改修促進計画

1. 耐震化の目標

1-1 目標設定の考え方

1) 目標設定の考え方

遠賀町においては、福岡県と同様に建て替え及び耐震改修による建築物の耐震化を促進することを前提に耐震化の目標を設定する。

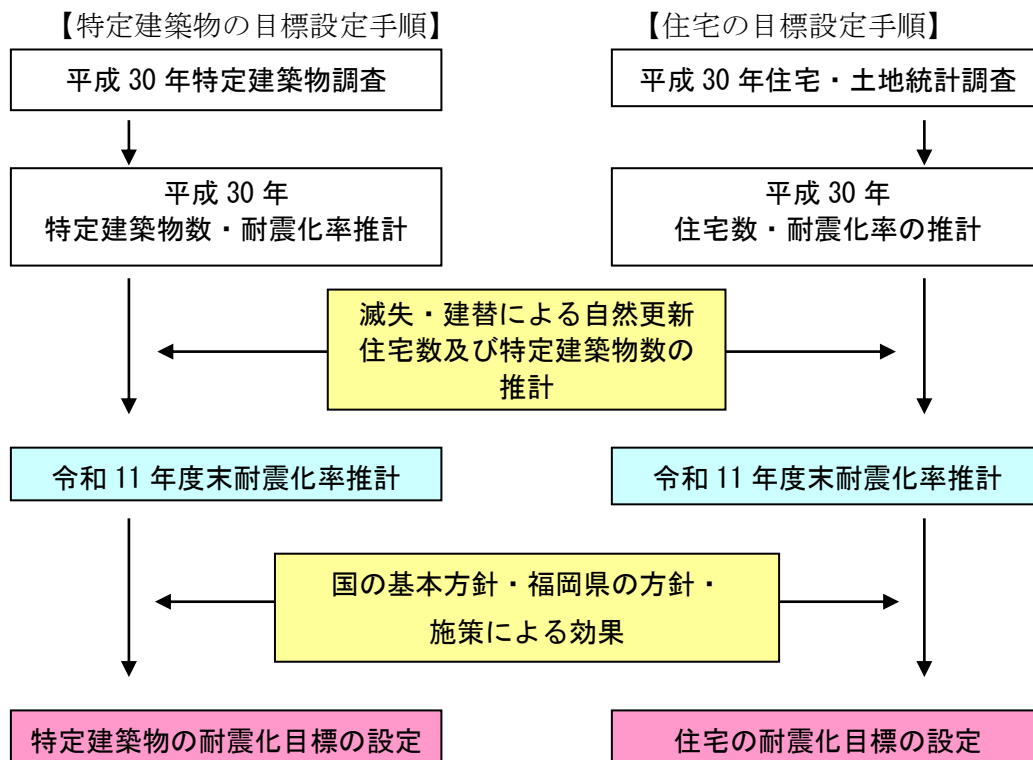
目標設定の基本的な考え方は、以下のとおりである。

【目標設定の基本的な考え方】

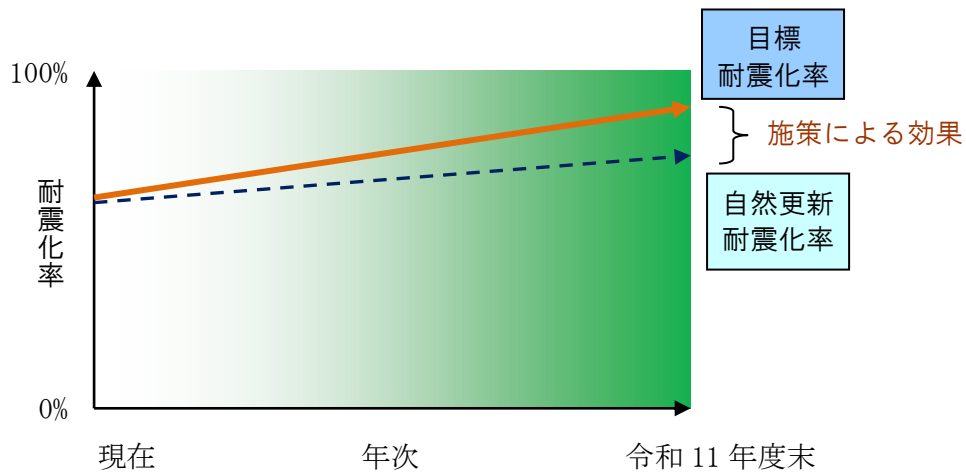
- 全国の目標が耐震改修促進法に基づく国の基本方針で示されており、本町においても福岡県と同様に、耐震化の現状や自然更新のペース、施策効果を勘案して、目標を設定する。
- 本町においては、耐震化の現状や自然更新のペース、施策による効果及び国・県の方針を考慮し、耐震化率の目標を住宅と特定建築物に区分して設定する。

2) 目標設定の手順

目標設定は、住宅及び特定建築物ごとに、自然更新によって到達する耐震化率の推計値に、施策による効果及び国・県の方針を考慮して、耐震化率の目標を設定している。



【目標設定のイメージ】



1－2．耐震化目標の設定

遠賀町では、特定建築物及び住宅の耐震化の現状、福岡県の目標を考慮し、総括的な目標として、令和 11 年度末までに達成すべき耐震化率を以下のとおり設定する。

■特定建築物・住宅〔共通〕

耐震化率＝90％〔令和 11 年度末〕

	全棟数 (戸数)	S57 以降 建築棟数 (戸数)	S56 以前建築			現状の耐 震化率 (%)	耐震化の 目標 R11(%)
			棟数 (戸数)	耐震性あり 棟数 (戸数)	耐震性なし 棟数 (戸数)		
特定建築物	37	17	20	15	5	86.5	90.0
住宅	7,220	5,265	1,955	364	1,591	78.0	90.0

※昭和 56 年以前の特定建築物は、耐震診断が完了していないために耐震性なしに分類している。

●目標達成のためには、特定建築物 2 棟及び住宅 868 戸で、耐震改修または建て替えを実施する必要がある。

2. 計画の骨子

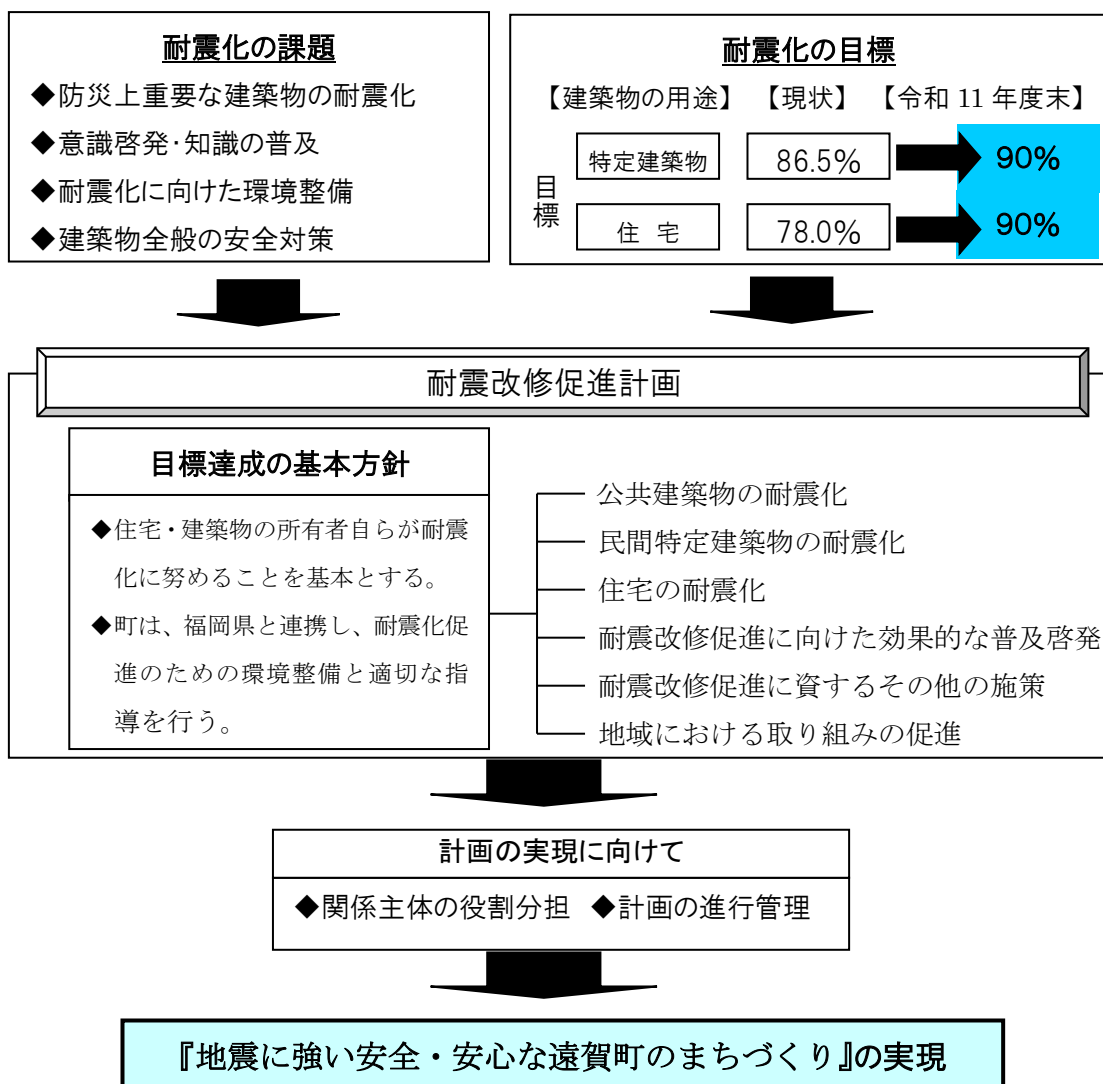
2-1. 耐震化の基本方針

住宅・建築物の耐震化については、所有者等が自らの問題、地域の問題という意識を持って取り組む必要がある。そのため、本町は、所有者等が安心して耐震診断・耐震改修等に取り組むことができるような環境整備や支援施策を講じるものとする。

以下に、目標達成に向けた耐震化の基本方針を示す。

- ◆住宅・建築物の所有者自らが耐震化に努めることを基本とする。
 - ◆町は、耐震化促進のための環境整備と適切な指導を行う。
- 地震に強い安全・安心な遠賀町のまちづくり《建築物の耐震化の推進》**

2-2. 施策の体系



3. 施策の概要

3-1. 公共建築物の耐震化

【取り組み方針】

- ◆ 公共建築物の耐震化の優先性を考慮した効果的な耐震化の促進

【取り組みの概要】

公共建築物の耐震化

【具体的な施策】

重点的かつ計画的な耐震化の推進

公共建築物は、災害時の活動拠点として有効に機能することが重要であるとともに、行政サービスを継続的に提供することが必要な施設である。このため、遠賀町では、公共建築物が被害を受けた場合の社会的影響及び建築物が立地する地条件的条件を考慮し、町民の生命の保護を最優先に考えた公共建築物の計画的な耐震化を推進する。

【具体的な施策】

● 重点的かつ計画的な耐震化の推進

1) 公共建築物の耐震化の考え方

多数の者が利用するケースが多い公共建築物は、倒壊による被害が甚大となることが懸念されるとともに、災害時の対策において重要な役割を果たす必要があることから、重点的に耐震化を図るものとする。

2) 公共建築物の優先度分類による効果的な耐震化の促進

公共の建築物については、災害時の防災拠点としての機能や災害時要援護者や不特定多数の者の利用及び老朽度等を考慮し、耐震化の優先度を分類した上で、関係者と連携しながら計画的な耐震化を進めていく。

分 類		対象建築物
防災拠点 建築物	災害時の情報収集・指令等	町役場
	医療・保健活動・被災者支援	消防署、食育交流・防災センター
	避難活動支援	避難所（学校、体育館、地区公民館）
災害時要援護者の安全確保に必要な建築物		社会福祉施設、幼稚園・保育園等
不特定多数かつ多数の者が利用する建築物		社会教育施設等
多数の者が利用する建築物		学校、公営住宅、その他建築物

3) 町管理特定建築物の耐震化の推進

【町管理特定建築物の耐震対策】

◇耐震診断は、対象建築物の用途や今後の利用計画等を考慮し、平成 22 年度までに計画的に実施した。

◇耐震診断の結果を受けて、耐震改修は、保有している耐震性能等を考慮し、平成 29 年度までに計画的に実施した。

◇今後更新や新設する建築物についても、耐震性に十分配慮した建築物とする。

【町管理特定建築物の現状と耐震化率】

区分	総件数	新耐震 (S57 以降) 件数	旧耐震 (S56 以前) 件数	耐震性 あり 件数	耐震改修 済 件数	耐震性 なし 件数	耐震化済 件数	耐震化率
	A=B+C	B	C	D	E	F	G=B+D+E	H=G/A
対象建築物	11	3	8	2	6	0	11	100%

4) 行政区管理建築物の耐震化

町内の各行政区で管理する地区公民館は、特定建築物には該当しないが、遠賀町防災計画において、避難所として位置付けられている。

そのため、地域での事情や財政状況との整合を図りながら、耐震診断及びそれに基づく耐震改修を検討していく。

【行政区管理建築物の現状と耐震化率】

区分	総件数	新耐震 (S57 以降) 件数	旧耐震 (S56 以前) 件数	耐震性 あり 件数	耐震改修 済 件数	耐震性 なし 件数	耐震化済 件数	耐震化率
	A=B+C	B	C	D	E	F	G=B+D	H=G/A
対象建築物	24	17	7	6	0	1	23	95.8%

3－2．民間特定建築物の耐震化

1) 民間特定建築物の耐震化の考え方

耐震改修促進法第 14 条では、「多数の者が利用する建築物」「危険物の貯蔵場等の用途に供する建築物」「多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物」を特定建築物として規定し、所有者の耐震化の努力義務を課し、特定行政庁である福岡県が耐震改修促進法第 15 条において、「指導及び助言並びに指示」の対象としている。

そのため、県が行う取り組みに対し、連携を図りながら民間特定建築物の耐震化を促進する。

2) 県との連携等による耐震化の促進

市町村には所有者への指導等の権限がない民間特定建築物については、福岡県による耐震改修促進法第 15 条等の法制度に基づく適正な指導等がスムーズに実施できるよう連携を図る。

3-3. 住宅の耐震化

1) 住宅の耐震化の考え方

住宅の耐震化については、所有者自らの問題として主体的に取り組めるための支援や環境整備を充実させ、福岡県等との連携を図ることにより、耐震化を誘導する。

(1) 耐震診断・耐震改修等への支援

(一社)福岡市耐震推進協議会と連携して、昭和56年5月以前に建築された木造戸建て住宅を対象に耐震診断を促し、住宅の耐震性への理解を求める。また、診断の結果、耐震性の劣る住宅については、耐震改修補助制度などの各種情報提供等により耐震化を誘導する。

耐震改修への誘導にあたっては、関係団体等と連携しながら、安心して改修ができる情報の提供を行う。

【耐震診断】(平成24年4月より実施)

- 対象 昭和25年以降、昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築された遠賀町内にある個人所有の木造一戸建て住宅
- 内容 現地調査による診断及び耐震補強計画書・工事見積書の作成など
- 費用 1件当たり3,000円の個人負担

【木造戸建て住宅耐震改修工事費補助金】(平成25年4月より実施)

- 対象 耐震診断時に作成された耐震補強計画書に基づく耐震改修工事を行う遠賀町内にある個人所有の木造一戸建て住宅
- 補助金額 耐震改修工事費の2分の1(上限60万円)

(2) リフォーム時における耐震化の誘導

福岡県や(一社)福岡市耐震推進協議会との連携を図りながら、リフォームと一体となった耐震改修の誘導に向けて、住宅所有者が安心してリフォームが行える環境整備に努める。

(3) 関係機関との相談ネットワークの充実・強化

建築物所有者が、耐震改修やリフォームを行う際、適正な情報を得ることができるように充実した相談体制の構築を図る。

また、耐震診断や耐震改修の相談窓口として、福岡県や(一社)福岡市耐震推進協議会、(一財)福岡県建築住宅センター等との連携した相談体制の充実を図る。

3－4．耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発

1) 耐震改修に向けた効果的な普及啓発の考え方

建築物所有者の防災意識を高め、町民の知識の普及と啓発を図るため、自治会組織ごとに防災訓練等を行うとともに、防災マップ、広報紙及びホームページを活用した情報提供活動や出前講座等多様な施策を推進する。

2) 防災意識の向上

地震発生リスクに対する町民の意識を高め、耐震化に向けた具体的な行動に結びつけるために、防災教育等を充実し、広く住民の耐震化に対する知識の普及啓発を行う。

防災教育については、学校の教育活動全体を通じた計画的な指導や訓練をはじめとして、セミナーの開催や防災訓練等における災害知識の普及など、子どもから高齢者まで、あらゆる年齢層を巻き込んだ相乗的な効果が期待できる取り組みに努める。

防災教育実施にあたっては、遠賀町地域防災計画との整合を図りながら、県や関係団体との横断的な取り組みを行う。

3) 防災情報及び耐震改修情報の提供

町民の耐震化に対する意識啓発のために広報やホームページ、LINE等の多様な媒体を活用した定期的な防災情報の提供を積極的に行う。

所有者が主体的に耐震診断・耐震改修に取り組むための機運を醸成するために、(一社)福岡市耐震推進協議会による耐震診断や福岡県の耐震診断アドバイザー制度の紹介、相談窓口の設置など、正しく有益な情報を県と連携のもとに提供する。

4) 耐震改修に資する人材確保

「福岡県耐震診断アドバイザー」の養成に向けて、福岡県が行う建築士を対象とした講習会の周知等を行うことで、福岡県と連携しながら人材の育成・確保に努める。

3－5．耐震改修促進に資するその他の施策

1) 耐震改修促進に資するその他の施策の考え方

福岡県や関係機関との連携による総合的な建築物の安全対策や地震防災対策の実施を検討し、全町的な耐震化の向上に努める。

2) 建築物の総合的な安全対策

ブロック塀倒壊防止や窓ガラスや屋外広告物などの破損・落下防止等の耐震対策について、所管行政庁である福岡県と連携して改善を促していく。

道路沿いの危険なブロック塀は、通行人など町民の安全を守る観点から、撤去・改修が促進されるよう、除去等に係る補助事業を平成 30 年 12 月より実施している。

なお、補助事業の内容については、別紙のとおり。

3) 総合的な地震防災対策

福岡県や関係機関との連携を図りながら、建築物の敷地の崩壊や崖崩れによる被害など、自然災害に配慮した防災対策を講じていく。

福岡県地域防災計画によると、想定地震による被害が複数の市町村に及ぶとの予測がなされていることから、遠賀・中間広域行政事務組合や関係する市町等との連携を図る。

3－6．地域における取り組みの促進

1) 地域における取り組み促進の考え方

災害対策基本法では、住民の責務として「自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない」と規定されており、福岡県地域防災計画では、自主防災体制の整備方針として「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」をスローガンとして掲げている。

遠賀町地域防災計画では、「自主防災組織」「施設・事業所等の防災組織」「公共的団体等の防災組織」の平常時・災害時における活動内容を規定し、自主防災体制を整備することとしている。これらを踏まえて、地域ぐるみの防災活動の推進に向けた情報提供等を実施する。

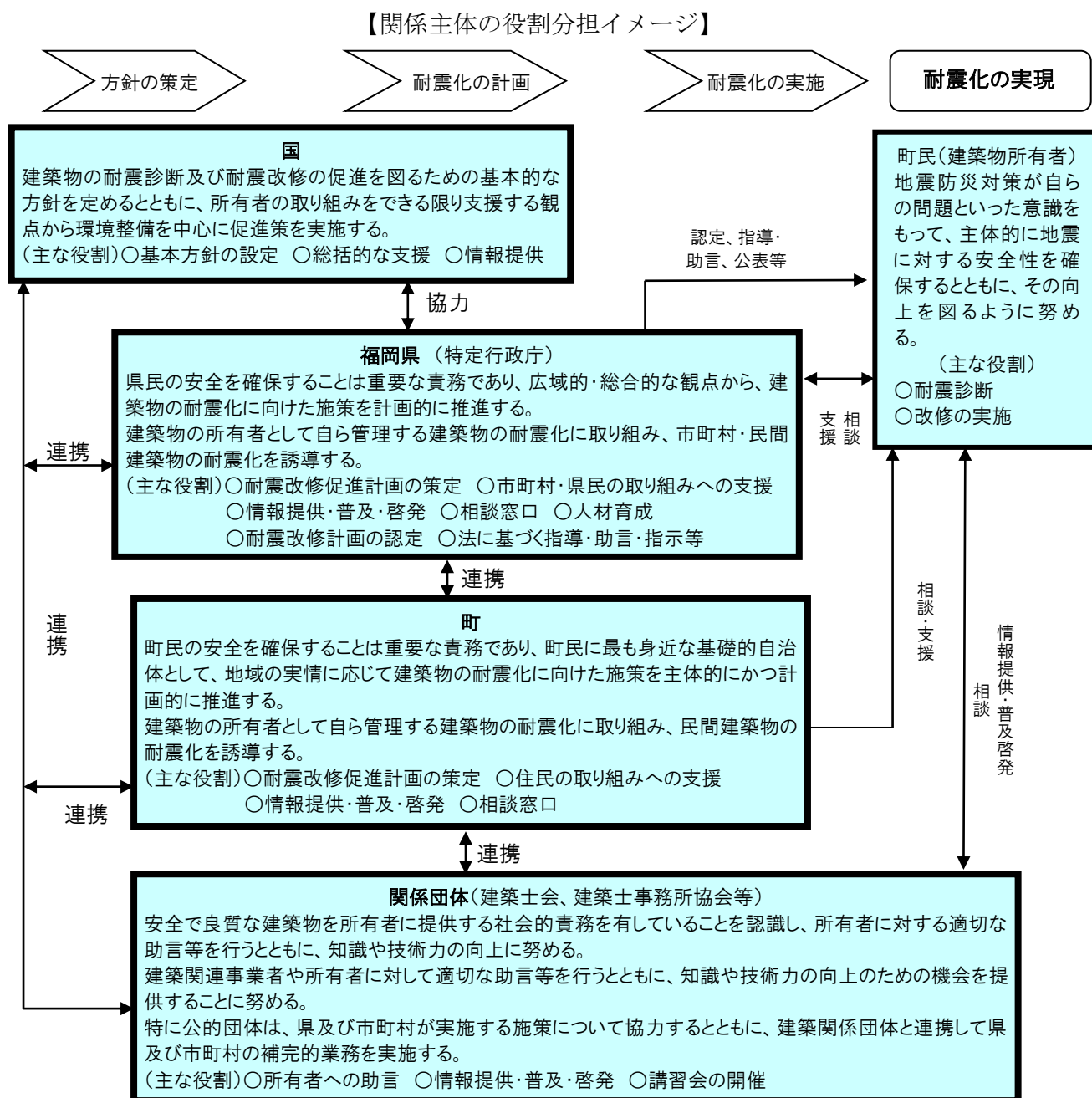
第4章 計画の実現に向けて

1. 関係主体の役割分担

本計画の実現に向けては、関係する主体の役割と責務を明確にした上で、計画を実行に移していく必要がある。

関係する主体の主な役割を以下のとおり設定し、町管理建築物の耐震化を図るとともに国、県等と連携を図りながら支援を行うことにより、一体的な計画の推進を図る。

建築物の耐震化を推進するためには、行政や町民の連携のみならず、建築に関わる団体等との有機的な連携が不可欠であるため、町民がより身近で活用しやすい施策の実施体制を整備する。



2. 計画の進行管理

耐震化目標の達成に向けては、計画の進行管理が必要である。県や関係団体等との連携により住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実績把握に努める。

住宅については、県が行っている耐震診断アドバイザー派遣により診断を行った建築物については、定期的な追跡調査を実施する。

特定建築物については、県が所管する建築基準法第 12 条による定期報告制度（3 年に 1 度の報告義務）を活用し、改修の実績把握に努める。

進行管理にあわせて、適宜計画の見直しを行うこととする。

遠賀町耐震改修促進計画（別紙）

ブロック塀等安全確保に関する補助事業の内容は、以下のとおり。

【ブロック塀等撤去費補助金】

- 対象 町内にあり、道路（※）に面する高さが1メートル以上あり、診断カルテの結果が40点未満であるブロック塀等

※補助対象となる道路については、下記に示す。

- 補助金額 1敷地当たりの撤去工事に必要な経費の3分の2（上限16万円）

◆補助の対象となる道路

「耐震改修促進計画に定めるブロック塀等安全確保に関する補助事業の対象となる道路は、避難経路となる小中学校の通学路及び建築基準法第42条に規定する道路のほか、町長が災害時の安全や通行を確保する必要があると認める一般交通の用に供する道路とする。」